

第1章 総則

第1条 (名称)

1. 1.本会は、全国中高教育模擬国連研究会という。

第2条 (目的)

1. 1.本研究会は、模擬国連活動を学校現場に導入するにあたって、その効果的な方法や具体的な位置づけなどを事例発表などを通して教員相互が研究研鑽し、その成果を共有し、更にはわが国の次代を担う高校生に対し国際理解や情報収集力、交渉力などを涵養するための学習方法としての全国規模の模擬国連活動の場を提供し、またその活動を広く普及及び発展させることを通して、豊かな国際感覚と社会性を有し未来の国際社会に指導的立場から大いに貢献できる人材を育成し輩出することを目的とする。

第3条 (諸活動)

1. 1.本研究会は、前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 勉強会の開催
- (2) 全国高校教育模擬国連大会の開催
- (3) その他

第2章 会員

第4条 (会員の資格)

1. 1.本研究会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する全国の学校関係者によって構成する。

第5条 (会員の義務)

1. 1.会員は、本規約を遵守しなければならない。

第6条 (入会)

1. 1.会員になろうとするものは入会申込届を本研究会に提出しなければならない。

第7条 (退会)

1. 1.退会する会員は、退会届を本研究会に提出しなければならない。

第8条 (会員の除名)

1. 1.会員が本研究会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、総会の決議により除名することができる。

第3章 役員

第9条 (役員構成)

1. 1.本研究会に、次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表若干名
- (3) 会計若干名
- (4) 会計監査若干名

第10条 (役員選任)

1. 1.役員は、総会において選任する。

第11条 (役員任期)

1. 1.役員任期は、これを特に定めない。
2. 2.役員は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 12 条 (代表の職務)

1. 1.代表は本研究会を代表する。

第 13 条 (副代表の職務)

1. 1.副代表は代表を補佐する。

第 14 条 (会計の職務)

1. 1.会計は本研究会の会計業務を担う。

第 15 条 (会計監査の職務)

1. 1.会計監査は本研究会の会計を監査する。

第 16 条 (役員解任)

1. 1.役員が次の各号の 1 つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第 17 条 (役員辞任)

1. 1.役員は、心身の不調及びやむ負えない事情により職務の遂行が困難となった場合に限り、総会への届出を以て任意に辞任することができる。

第 4 章 会議

第 1 節 総則

第 18 条 (種別)

1. 1.本研究会の定例の会議は、総会のみとする。ただし、任意の会員で構成する会議の開催を妨げない。
2. 2.総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 2 節 総会

第 19 条 (総会の構成)

1. 1.総会は、会員をもって構成する。

第 20 条 (総会の議決事項)

1. 1.総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 規約及び規定の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 役員を選任又は解任及び職務
 - (4) 会計の承認
 - (5) その他運営に関する重要事項

第 21 条 (総会の開催)

1. 1.通常総会は、原則として毎年 1 回開催する。
2. 2.臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 役員が必要と認め、召集を請求したとき
 - (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき

第 22 条 (総会の召集)

1. 1.総会は、代表が召集する。
2. 2.代表は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時総会を召集しなければならない。
3. 3.総会を召集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記入した e-mail により、開催の日を少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。
4. 4.総会の議長は、代表がこれにあたる。

第23条（総会の議決方法）

1. 1.総会は、会員の過半数の出席（役員への委任を含め）で成立する。
2. 2.総会の議事は、本規約の特別に定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 3.会員は、総会において各々1個の議決権を有する。

第24条（役員会の構成）

1. 1.役員会は、役員をもって構成する。

第25条（役員会の招集）

1. 1.役員会は代表がこれを招集し、その議長となる

第26条（役員会の議決方法）

1. 1.役員会は、役員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
2. 2.役員会の議事は、本規約に特別に定めのある場合を除き、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第27条（役員会の議決事項）

1. 1.役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に提案すべき事項
 - (2) 会員の退会に関する事項
 - (3) 顧問及び特別顧問の委嘱の承認
 - (4) その他、本研究会の事業を実施するために必要と認められる事項

第5章 顧問及び特別顧問

第28条（顧問及び特別顧問の設置）

1. 1.本研究会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

第29条（顧問及び特別顧問の委嘱）

1. 1.顧問及び特別顧問は、本研究会の目的に賛同する個人の中から代表が他役員の承認を経て委嘱する。

第30条（顧問及び特別顧問の任務）

1. 1.顧問及び特別顧問は、本研究会の活動に対し意見を述べる。

第6章 会計

第31条（資産）

1. 1.本研究会の資産は、次の各号に掲げる内容をもって構成する。
 - (1) 本研究会の名義で出版した書籍の印税
 - (2) 寄付金品・賛助金・各種補助金等

第32条（管理）

1. 1.本委員会の資産の管理は、会計担当の役員が行う。

第33条（会計年度）

1. 1.本委員会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条（決算）

1. 1.会計は、毎年会計年度終了後1年以内に決算書を作成し、役員会の議を経て、会計監査による監査を経て総会の承認を求めなければならない。

第7章 会則の変更及び解散

第35条（会則の変更）

1. 1. 本会則は、総会の議決によって変更することができる。
2. 2. この議決には、総会員の3分の2以上の同意を要する。

第36条（解散）

1. 1. 本研究会は次に掲げる事由により解散することができる。
 - (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする諸活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 合併
1. 1. 前項第1号の事由により本研究会が解散するときは、総会員の4分の3以上の同意を要する。

第8章 細則

第37条（細則の制定）

1. 1. 本会則の施行上必要な細則は、役員会の議を経て代表が定める。

第9章 付則

第38条

1. 1. 本会則は2017年2月17日より施行する。
2. 2. 本会則は2019年8月7日より改訂施行する。